

北上市教育委員会教育長交際費支出基準

(趣旨)

第1 この基準は、教育委員会の円滑な運営のため、教育長が教育委員会の事務の推進に必要な外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)について、その種別、支出内容、支出金額その他必要な事項について定めるものとする。

(交際費を支出できる職)

第2 交際費を支出できる者は、教育長若しくは教育長職務代理者又はその代理をする者とし、それ以外の者については、その職務上特に必要と認められる場合に限る。教育長と協議のうえ、支出できるものとする。

(支出の相手方)

第3 交際費を支出する相手方は、次の個人又は団体とする。

- (1) 北上市教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 北上市教育委員会の進展に功績のあったもの
- (3) その他教育長が特に必要と認めたもの

(種別、支出内容及び支出金額)

第4 交際費の種別、支出内容及び支出金額は、次のとおりとする。

| 種別 | 支 出 内 容 | 支 出 金 額 |
|-----|--|--|
| 祝金 | 各種総会、大会、式典、祝賀会及び行事等のお祝いに係る経費 | 10,000円以内で相当と認められる額 |
| 会費 | 各種団体等が開催する会合の出席に係る経費 | 会費及び会費相当額(10,000円を限度とする) |
| 弔慰 | 教育委員会関係者及びその家族の葬儀等に係る香典、供物、生花、花輪に要する経費 (弔慰基準は、教育長が別に定める。) | 香典 3,000円～5,000円 供物 10,000円 生花 15,000円以内 花輪 20,000円以内 |
| 餞別金 | 国体等の全国大会に出場する個人・団体等への餞別 | 10,000円(大会出場補助金を支出している場合は、餞別は支出しない。) |
| その他 | 教育委員会の円滑な推進に必要な経費及び土産代、公用名刺印刷代その他教育長が必要と認めた経費 | 社会通念上、妥当と認められる範囲内で現に必要なとする額 |

(支出状況の公開)

第5 交際費支出状況の公開は、毎月別記様式により行うものとし、当月分を翌月の20日までに北上市のホームページに掲載するとともに、教育委員会総務課において閲覧に供する。

(見直し)

第6 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第7 この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年5月9日から施行する。

別記様式

年 月分 交際費支出状況

| 支出日 | 種別 | 支出内容 | 出席者 | 金額 |
|-----|------|------|-----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 月計 | (件数) | | | |